

## 部活動に係る活動方針

北海道清水高等学校  
平成31年4月  
(令和3年10月一部改訂)

北海道清水高等学校においては、次に挙げる国のガイドラインや北海道の方針等を踏まえ、以下、本校における部活動に係る活動方針を策定する。

### 【国のガイドラインや道の方針等】

- ・スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月)
- ・文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月)
- ・北海道・北海道教育委員会「北海道の部活動の在り方に関する方針」(平成31年1月)
- ・北海道教育委員会「道立学校に係る部活動の方針」(平成31年1月)

### ○ 策定の趣旨等

- ・生徒の自主性、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、本校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行う。
- ・部活動を学校教育の一環として、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場となるよう、留意して行う。
- ・部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- ・教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行う。

### 方針1 適切な指導、運営のための体制整備

- 校長は、可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置するなどして、学校全体としての適切な指導、運営・管理体制を構築する。
- 校長は、部活動指導員に対し、部活動の位置付け等に関し指導する。

### 方針2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- 部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。
- 部活動顧問は、以下のことを徹底する。
  - ・スポーツ医・科学の見地などから休養を適切に取ること。
  - ・生徒が生涯を通じてスポーツ・芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 部活動顧問は、関係団体等が作成した部活動用指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

### 方針3 適切な活動日等の設定

- 部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動日時、休養日等の活動実績を作成・提出する。
- 部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画、経費等の資料を配付するなどして保護者・生徒の理解を得る。
- 生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。ただし、大会期間等は、その時間に合わせながら弾力的に設定する。
  - ・学期中は週当たり2日以上休養日（平日1日、土日1日以上）を設定する。
  - ・長期休業中は学期中に準じるとともに、長期休養（オフシーズン）を設定する。
  - ・1日の活動時間は長くとも平日2時間程度、学校の休業日3時間程度とする。
- 屋外で活動する部活動については、季節によって活動の密度が変化することから、年間を総覧して上記の基準となるよう、留意する。
- 参加する大会や合宿等の回数等については、「生徒指導に関する規定」の「第3章 選手派遣」及び「第4章 合宿等」に則る。
- 校長は、休養日及び活動時間の指導・是正を行うなど、運用を徹底する。

### 方針4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- 部活動の設置・統廃合については、生徒の多様なニーズや保護者の理解に留意し、長期的視点に立ちながら、「生徒会規約」の「第8章 部・同好会」に則り行う。
- 合同部活動は、関係する学校の校長が協議し、生徒と部活動顧問の負担を考慮の上、実施の可否や合同練習の実施回数を判断する。
- 部活動顧問は、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力の下、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・芸術文化等の活動の環境整備を進める。

### 方針5 部活動の充実に向けて

- 部活動顧問は、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を研究するなどして、部活動の適切な実施及び充実に努める。
- 部活動顧問は、女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。
- 部活動顧問は、生徒との信頼関係づくりが活動の前提であり、体罰や生徒の人間性を損ねるような発言や行為は絶対に行わない。
- 部活動顧問は、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。
- 部活動顧問は、保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、家庭と協力・連携して行うよう努める。
- 部活動顧問は、部活動等を通じて、異年齢集団や、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

※ 本校の部活動に関する相談・要望窓口

北海道清水高等学校 教頭 藤本 純 一

電話：(0156)62-2156 FAX：(0156)62-2097

電子メール：shimizu-jim@hokkaido-c.ed.jp